

## 申込条件

本モニター調査は、下記の「全モニター共通の申込条件」及び申込者が希望する「モニター区分毎の申込条件」を満たしている方を対象とします。

### 1. 全モニター共通の申込条件

- 1) 申込時に EV を保有していないこと
- 2) 普通自動車一種運転免許 (AT 限定可) を保有している個人又は当該個人をモニター車両の運転者とする法人又は団体 (以下「法人等」といいます。) であること
- 3) 運転歴を 1 年以上有する個人又は当該個人をモニター車両の運転者とする法人等であること
- 4) 所沢市内に在住の個人又は所在する法人等であること
- 5) モニター調査実施前、実施中、実施後のアンケートや、必要に応じて実施するヒアリングへのご協力が可能であること
- 6) モニター車両による走行データ (走行距離、走行経路、位置情報、充電履歴、電力消費量など) の収集及び本モニター調査のための提供について同意が可能であること
- 7) 申込の時点で市税の滞納がないこと
- 8) ご本人確認等の手続において運転免許証等の必要書類をご提出が可能であること
- 9) モニター決定の際に、別紙 1 「所沢市 EV 車両利用調査車両利用貸渡約款」に同意が可能であること
- 10) 指定の車両貸出場所において、モニター車両の貸し渡し及び返却が可能であること
- 11) モニター協力期間中、モニター車両の適切な保管が可能であること
- 12) モニター車両に本モニター調査実施中である旨の表示が可能であること
- 13) 暴力団、暴力団関係団体の構成員または関係者、その他反社会的組織に属していないこと

### 2. モニター区分毎の申込条件

#### 1) 市民モニターの申込条件

- ① 通勤、買物、送迎等の平日の日常移動や休日のレジャー等にモニター車両を使用すること
- ② 既に私有車 (ガソリン車又はハイブリッド車) がある場合、モニター協力期間中、私有車の代わりとして、主にモニター車両を使用すること

#### 2) 事業用車両モニターの申込条件

- ① 業務用車両としてモニター車両を使用すること

- ② モニター車両を適切に保管するために必要な敷地を有していること

**3) 共同利用モニター（通勤等）**

- ① モニターとなる法人等に所属する従業員の、当該法人等の所在地から当該所在地の最寄りの鉄道駅までの移動のためにモニター車両を使用すること
- ② 法人等の所在地から当該所在地の最寄りの鉄道駅までが徒歩 30 分（2.4km）以上を要する距離であること
- ③ モニター車両の保管のために必要な敷地を有していること
- ④ 上記①によるモニター車両の利用について、適切に管理を行うことが可能な法人等であること

**4) 共同利用モニター（買い物支援等）**

- ① 買い物支援等を目的とした共同利用のためにモニター車両を使用すること
- ② モニター車両の保管のために必要な敷地を有していること
- ③ 上記①によるモニター車両の利用について、適切に管理を行うことが可能な法人等であること

以上